

吹田市小・中学生路線バス無料乗車体験事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市公共交通維持・改善計画に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向けた方策として、あらかじめ市内の小・中学生に路線バス無料乗車券を配布し、利用分の運賃相当の費用について、市内を運行する路線バス事業者に、吹田市小・中学生路線バス無料乗車体験事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、小・中学生の路線バス利用のきっかけ作りをし、日常の移動手段の選択肢として知ってもらうことで、路線バスの将来需要の拡大を図り、市内路線バスの利用を促進することを目的とする。

(無料乗車券)

第2条 無料乗車券は小学生用と中学生用各1種類とする。

- 2 無料乗車券の有効期限は配布された年度における吹田市立小中学校の夏休み初日から冬休み末日とする。
- 3 無料乗車券の発行数は市内在学の小・中学生数の総数の2倍を原則として市が定める。
- 4 無料乗車券の印刷は交付決定を受けた各補助対象者が行い、市に納めるものとする。
- 5 無料乗車券の配布は市内在学の小中学生1人あたり2枚とし、市が行うものとする。
- 6 無料乗車券の利用は乗車起終点のどちらかが市内バス停の場合に限るものとする。
- 7 各補助対象者は使用された無料乗車券を集計し、市に報告するものとする。
- 8 無料乗車券の精算額は小学生用が1枚あたり110円、中学生用が1枚あたり220円とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に営業路線を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業バス事業者（以下「事業者」という。）
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号から第4号までに規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に定める無料乗車券が利用されたものを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の範囲内において、市長が定める額

とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内路線延長が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 申請に要した書類は返却しないものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、当該申請をした補助事業者に交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において交付が不相当であると認める場合は、当該申請をした補助対象者にその理由を付した不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 補助対象者は、補助対象事業の内容の変更が必要となったときは、変更交付申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、当該申請をした補助事業者に変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、無料乗車券の有効期限後、速やかに、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用済無料乗車券集計表
- (2) 利用済無料乗車券
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該報告をした補助対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、市長が指定する期日までに、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第12条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(利用者数データの提供)

第14条 各補助対象者は市内バス路線のICカードによる小人利用者数のデータを速やかに報告するものとする。

2 前項のデータの内容については、市と協議するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の申請をした者については、同日以後も、なおその効力を有する。